

IASCソフトウェア・メンテナンスのご提供条件 (MCH支援サービス用)

本契約条項は、日本アイビーエム・アプリケーション・ソリューション株式会社(以下「IASC」という。)、日本アイ・ビー・エム株式会社(以下「IBM」という。)またはIASCもしくはIBMのビジネス・パートナー(以下「ビジネス・パートナー」という。)からお客様が購入された「対象プログラム」(第1条で定義。)に対して、IASCがお客様に提供するメンテナンス・サポート(以下「MCHS」という。)について規定したものです。

第1条 MCHSの内容

1. 対象プログラム

対象プログラムは、「MCH支援サービス仕様書」(以下「仕様書」という。)に記載のMICRO CADAMおよびMICRO CADAM Helixならびにこれらのプログラムの関連オプションのうち、お客様が購入された製品です。

2. サービスの内容

IASCは、所定の稼動環境で問題が再現できる範囲において、次のサービスを提供します。各サービスの詳細については、仕様書を参照してください。

(1) 基本サービス

- 1) 修正コード情報の提供:対象プログラムが現行の仕様から大きく逸脱する場合、それを修正するためのコード情報を提供します。
- 2) 修正方法に関する情報提供:既存の修正コード、既存の問題に対する回避策または制約事項の情報を提供します。
- 3) プログラム・アップデートの提供:対象プログラムに対する定期的な累積修正コード、IASCが判断する論理的な改善または機能拡張のためのコード、新規バージョン、リリースおよびドキュメンテーションを提供します。
- 4) テクニカル・サポートの提供:お客様を担当するサポート窓口のサービス提供時間中に、電子的なアクセス(使用可能な場合)を介して、お客様の登録された管理者にテクニカル・サポートを提供します。なお、IASCは、テクニカル・サポートを、お客様のエンド・ユーザーに対しては提供しません。また、テクニカル・サポートには以下のものは含まれません。
 - i) アプリケーションの設計と開発に対するサポート
 - ii) 対象プログラムに対する所定の稼動環境以外の環境における使用に関するサポート
 - iii) 対象プログラム以外の製品に起因する障害に対するサポート
 - iv) オンサイト・サービス
 - v) 操作の補助
 - vi) 業務の技術的な支援
 - vii) カスタマイズされた対象プログラムへの対応
 - viii) お客様によって作成されたアプリケーションへの対応

(2) 運用ユーティリティー支援サービス

基本サービスを購入されたお客様が、オプションとして購入できるサービスです。基本サービスの内容に加えて、次のサービスが提供されます。

- 1) 既存資料および既存ユーティリティープログラムの提供
- 2) 技術支援サービス

第2条 ビジネス・パートナー

1. お客様がビジネス・パートナーが販売するMCHSを注文される場合、IASCは本契約に基づきMCHSをお客様に提供します。ただしIASCは、次に該当するものに対して責任を負いません。

- (1) ビジネス・パートナーの行為。
- (2) ビジネス・パートナーがお客様に対して負う本契約以外の義務。
- (3) ビジネス・パートナーとお客様との契約に基づき供給された製品やサービス。

2. ビジネス・パートナーがMCHSを取り扱うことができなくなった場合、お客様は、MCHSに関する業務を(1)お客様が選択したMCHSを取り扱うことが認められている他のビジネス・パートナー、または(2) IASCのいずれかに移管することをIASCに通知することにより、引き続きMCHSの提供を受けることができます。

第3条 有効期間および更新

1. お客様が注文したMCHSの有効期間(以下、MCHSの有効期間を「サポート期間」という。)は注文書記載のサービス開始日より1年です。
2. サポート期間は、サポート期間終了日1か月前までにお客様から書面により終了する旨を通知された場合を除き、自動更新されます。次のサポート期間は、現在のサポート期間終了日の翌日から1年とし、更新後のMCHSには更新される時点で有効なIASCの契約条件が適用されます。なお、お客様がサポート期間中にMCHSを解約した場合、支払い済みの前払い料金は、返金されません。
3. 最初のサポート期間(MCHSを再開する場合を含む。)に限り、お客様が要求される場合サポート期間終了日をお客様の選択する月の末日に調整することができます。この場合、「サポート料金」(第4条で定義。)は調整後の期間に合わせて案分計算されます。

第4条 料金および支払い

1. ビジネス・パートナーに注文された場合

お客様がビジネス・パートナーからMCHSを取得された場合には、ビジネス・パートナーが料金および料金に関する条件を設定します。お客様には、料金を直接ビジネス・パートナーにお支払いいただくこととなります。

2. IASCに直接注文された場合

- (1) サポート期間のMCHSの料金(以下「サポート料金」という。)は、前払い方法です。また、対象プログラムの注文時に使用する機械の指定(機種・型式および機械番号。以下、これにより指定された機械を「指定機械」という。)が必要となる場合、MCHSの注文にも、指定機械を指定する必要があります。

- (2) サポート料金は、プログラム、プログラム・グループ、機械によって異なります。
- (3) お客様は請求金額を請求書の日付から30日以内にお支払いいただくものとします。
- (4) IASCが提供するMCHSに課せられる消費税等がある場合には、お客様は請求書に従いお支払いいただくものとします。

3. サポート料金の変更

IASCは予告なくサポート料金を変更する場合があります。新しい料金は、IASCが指定した新料金の有効日以降に支払期が到来する料金より有効となります。

4. アフターライセンス料金

お客様がサポート期間満了時にMCHSを更新されなかった場合または解約された場合で、その後再度MCHSを発注される場合にはアフターライセンス料金が適用されます。この場合、サポート期間は注文書記載のサービス開始日より開始します。

第5条 MCHSの移転

お客様は、日本国内におけるお客様またはお客様の企業グループ内に限り、MCHSを移転することができます。ここで本提供条件における当事者の「企業グループ」とは、当該当事者が支配する法人または団体をいいます。本条において、「支配」とは、その株式または持分の過半数を直接または間接に保有することをいいます。

第6条 お客様の役割

お客様は以下に同意されるものとします。

1. MCHSで提供されるサービスの利用後の結果についてはお客様の責任とします。
2. IASCがお客様の許可を得た上で、MCHS遂行を目的として、リモートよりお客様システムにアクセスする場合、お客様システムの保護およびお客様データの保全是、お客様の責任とします。
3. MCHSで提供されるサービスを実施するためにIASCがお客様施設への十分に自由かつ安全な立ち入りを行うことを許可するものとします。
4. MCHSで提供されるサービスが電子的な手段によって提供される場合には指定された機器およびプログラムをお客様の施設内に導入、設置するものとします。
5. IASCの事前の書面による同意なしに、本契約または本契約上の権利・義務を第三者に譲渡または移転することはできません。

第7条 MCHSで提供されるサービスに対する保証

1. IASCは、MCHSで提供されるサービスについて、善良な管理者の注意義務およびスキルをもって、本契約に従って、サービスを提供することを保証します。
2. MCHSで提供されるサービスに対する保証には、誤用、事故、改造、不適切な設備環境もしくは稼働環境、IASC所定の稼働環境以外の環境での稼働、または、IASC以外の者の提供による製品やサービスなど、IASC以外の責めに帰すべき事由により生じた障害の修復は含まれません。
3. 以上の保証は、MCHSで提供されるサービスについての保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証および特定目的適合性の保証を含むすべての明示もしくは黙示の保証責任または保証条件に代わるものとします。
4. IASCは、MCHSで提供されるプログラムのコードについて、その実行の中断または誤りがないことを保証するものではありません。

第8条 責任の制限

1. お客様がIASCの責めに帰すべき事由（契約不履行、過失、不実表示、不法行為等を含む。）に基づく損害に対して救済を求める場合、IASCの賠償責任は、請求の原因を問わず、次の各号に定めるものに限られます。
 - (1) IASCの故意または過失によってお客様に生じた身体、生命および有体物に対する賠償責任。
 - (2) お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の原因となった当該MCHSの料金相当額、または、お客様が居住する国の通貨で100,000米国ドル相当額のうち大きい方の金額を限度額とする金銭賠償責任。
2. IASCは、予見の有無を問わず、逸失利益、特別損害、付随的損害、間接損害およびその他の拡大損害については責任を負いません。
3. IASCは、(1)お客様のデータ、プログラム等の無体物の損害または(2)第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、責任を負いません。
4. 本条の責任の制限は、IBM、IASCにプログラムを提供したプログラム開発者、従契約者およびビジネス・パートナーに対する損害賠償請求にも適用されます。この制限はプログラム開発者、従契約者およびビジネス・パートナーに対する合算された請求額となります。本項において「従契約者」とは、IASCが本契約に基づく義務の履行のために使用する第三者のことをいいます。

第9条 本契約およびMCHS提供の終了

1. お客様またはIASCは相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当期間を定めた後にいつでも本契約を解約できるものとします。
2. IASCが、対象プログラムに対するMCHSの提供を終了する場合、IASCはお客様に対して提供終了の3か月前までに書面または電子メールにてお客様にお知らせするとともに、以下のいずれかを行うものとします。
 - (1) サポート期間満了までMCHSで提供されるサービスを継続します。
 - (2) サポート期間中にMCHSの提供を終了します。その場合は、MCHS提供終了日からサポート期間終了日までの期間に対する料金をお返します。
3. 本契約の終了後も性質上存続すべき条項は有効に存続し、お客様およびIASCならびにその承継人および譲受人に適用されます。

第10条 その他

1. IASCがお客様からの注文に対する確認として発行する「MCH支援サービス確認書」（変更確認書を含む。以下「確認書」という。）および仕様書の内容は、本契約の一部を構成するものとします。本提供条件と、確認書または仕様書の内容が矛盾する場合は、確認書または仕様書が優先されます。仕様書と確認書の内容が矛盾する場合は、確認書が優先されます。
2. お客様は、確認書の記載事項に変更が生じる場合、当該変更の5日前までにIASCまたはビジネス・パートナーに、仕様書の手順に従って通知するものとします。なお、IASCは、登録されていないご担当者からの問合せ、エラー報告等には、回答義務を負いません。また、通知の遅延等により、サービス提供に支障があるとIASCが判断した場合、IASCはサービスを一時中断する場合があります。
3. MCHSの提供に際し、IASCまたは第三者が作成した資料等に関する権利は、IASCまたはその作成者等に帰属し、お客様は対象プログラ

ムの使用のためにのみかかる資料を使用できるものとします。

4. MCHSは、従契約者(供給元を含む)から提供されることがあります。
5. 本契約のサービスの範囲は日本国内に限定します。
6. 本契約の有効期間中、IASCは、お客様の通常業務時間内にお客様の施設内において、お客様の業務に差し支えない方法で、お客様が本契約の条件を遵守していることを確認することができます。この目的のためにIASCはお客様の事前の同意を得て独立監査人を使用することができるものとします。お客様は、合理的な理由なしに、かかる承認を留保することはできないものとします。
7. IASCは、お客様に対して、直接にまたはビジネス・パートナーを通じて、3か月前の書面または電子メールによる通知をすることにより、本契約の条項を変更できるものとします。ただし、変更後の条項が遡及して適用されることはありません。変更後の条項は、通知書または電子メールに記載の効力発生日以後のMCHSの注文に対して適用されます。なお、IASCは予告なくMCHSの適用対象となるプログラムを変更する場合があります。
8. いずれの当事者も、相手方に対し事前の書面による同意なしに、販売促進または広告の目的で自己(または自己の企業グループ)の商標、商号、その他の名称を使用する権利を許諾するものではありません。
9. お客様およびIASCの間で取り交わされる情報は機密として扱われないものとします。IASCまたはお客様の一方が機密情報の取り交わしを必要とする場合には、別途所定の機密保持契約書を締結するものとします。
10. 本契約の履行に伴い、IASCがお客様から個人情報の開示または提供を受ける場合(次項に定めるもののみの開示または提供を受ける場合を除く。)は、別紙記載の個人情報取り扱いに関する規定または両当事者間で別途締結するIASC所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
11. お客様は、IASCおよびIASCの企業グループがお客様の連絡先個人情報(名前、電話番号、電子メール・アドレスを含む。)を、IASCおよびIASCの企業グループが営業を行う地域に保存し使用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報はIASCとお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、IASCおよびIASCの企業グループの委託先、ビジネス・パートナー、事業継承先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途(例えば、受注処理、販売促進、市場調査等)のために提供されることがあります。
12. お客様およびIASCは、同種の製品またはサービスに関する契約を第三者と締結することについて、本契約により制約を受けるものではありません。
13. お客様およびIASCは相手方と電子的手段により通信できるものとし、これらの通信は適用される法律が許容する範囲で記名押印された書面とみなします。電子的通信書簡に含まれるユーザー識別(以下「ユーザーID」という。)は、送信者の識別と書簡の信憑性を証明するのに十分なものとします。
14. IASCは、MCHSで提供されるサービスを電子的手段により提供できるものとします。
15. お客様およびIASCは、相手方による本契約の義務違反に対し訴訟を起こす場合、事前に相手方に合理的な是正期間を与えるものとします。
16. 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となったときから24か月を経過した場合には、時効により消滅するものとします。
17. お客様およびIASCは、その支配することのできない事由により義務の履行ができないときは、責任を免れるものとします。
18. 本契約のいずれかの条項が無効または履行強制ができないとされた場合でも、その他の条項は有効に存続するものとします。
19. 本契約は、MCHSに関する完全な合意であり、口頭または文書を問わず従前のお客様およびIASCの口頭または文書による通知に代わるものとします。